

甲府法人会たより



撮影場所：舞鶴城公園 [広報委員撮影]

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和3年4月

第150号

題字 高野会長



主な内容

- 巻頭役員寄稿
- 新春講演会
- 法律相談Q & A
- 税務相談Q & A
- 海外取引と税
- 会社のための税情報

法人会活動を通して



公益社団法人 甲府法人会

副会長 上原重樹

法人会活動に携わり約24年が経過しました。知り合いの方から甲府法人会青年部会入会のお声をかけていただいたのがきっかけでした。

青年部会では、「税」を通じて業種こそ違いながらも同じような立場にある若手経営者、後継者が集い、研修、研鑽、交流し、お互い高めあい、切磋琢磨し有意義な時間を過ごすことができました。当時の青年部会の仲間は、現在甲府法人会他でそれぞれ活躍されており、青年部会での活動をきっかけに今も親しくお付き合いしている大切な友人です。具体的には、青年部会活動を広く会員の皆様に知っていただくため、会報（h i w a v e）づくり

目的達成のための情報交換の場としての全国青年の集いへの参加など楽しい思い出です。また、租税教育の一環として税金教室の講師を務めたり、確定申告時にお手伝いしたことなど懐かしく感じています。

現在は、法人会で税制委員会を担当させていただいております。「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、税制改正に関する提言活動を主な事業として実施しています。

毎年税制改正要望を行う際に感じることは、税制を変えるには多くの困難を伴うものの、決して諦めず粘り強く提言し続けることが何より大切であるということです。

世の中は、常に速い速度で変化しており、私たちを取り巻く経済環境も大きく変わっている毎日、毎年の連続であります。税は個人、企業が生活、活動するための社会における会費であり、変化する世の中、経済環境にしっかりと対応できる様、税を変えてゆくことが常に強く求められています。

取り組んだことが印象に残っています。地域社会貢献活動として、小学生に人を思いやる優しい心を育んでもらいたいとの願いをこめて、オリジナルのイラスト本を製作し管内の小中学生に配付しました。その後、イラストを映像化してビデオを小中学校に配付、さらには大型紙芝居を製作して学校やイベント会場で披露するなど一連の事業として発展させることができました。

同じく社会貢献活動として実施した現役プロ野球選手による「少年野球教室・税金教室」の企画・開催協力や、全国の青年経営者が一堂に会し、租税教室のあり方や地域社会の健全な発展など法人会の目指す

具体的には、地域経済の担い手である中小企業の活性化と公平・中立・簡素な税制に関する提言を行うため、全法連が作成したアンケートを通して法人会会員から税制に関する意見要望をとり、その結果に基づき単体会税制委員会、県連税制委員会にて議論を重ねます。最終的に全法連税制委員会にて議論され、全法連として「税制に関する提言」が作成されます。そしてこの提言を県選出国会議員、政党、並びに県、管内自治体の首長、議会議長に説明し、その実現を図る流れとなっています。

活動を継続してゆきたいと考えております。

（株式会社印傳屋上原重七

代表取締役社長

オンライン同時配信も導入

新春講演会を開催

1月19日、甲府記念日ホテルにおいて新春講演会を開催しました。特に今回は新型コロナ対策として、オンライン同時配信も取り入れました。樋口甲府市長、保坂甲斐市長、山梨県内の税務署長をはじめ、経済団体などの招待者と会員を含め116名の出席とオンラインで104件の視聴をいただきました。高野会長の年頭の挨拶の後、国立大学法人山梨大学の島田眞路学



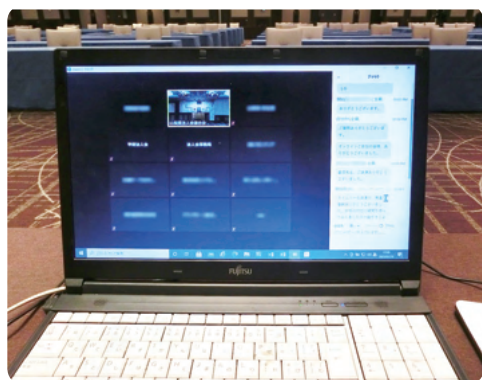
年頭の挨拶を述べる高野会長

長から「新型コロナ禍の猛威、正しい知識と対処法」と題して講演をいただき、タイムリーな話題でとても分かりやすく、オンライン視聴者からも質問が寄せられるなど、非常に多くの関心をいただくことができました。さらに、講演会来場者全員には島田学長から著書がプレゼントされるサプライズもありました。例年、新春講演会と同日に開催



講演する島田学長

している「新年賀詞交歓会」は感染拡大防止のため中止しましたが、来場者は短い時間ながらも情報交換を図られていました。



オンラインでの配信



多くのご来場をいただきました

山梨県議会 桜本議長が就任の ご挨拶で来館

1月8日、桜本広樹山梨県議会議長が高野会館を訪問のため、甲府法人会館に来館されました。昨年12月に就任された桜本議長は、就任のごあいさつのほか、県政の課題や法人会活動などについて意見交換をされました。



桜本議長(右)と高野会長(左)

法律相談

持戻し免除の意思表示について



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q1

夫が2000万円の預金を残して亡くなりました。相続人は妻である私と子どもだけです。私は夫の生前に不動産（現在の時価2000万円）を贈与されているのですが、このことは預金の取得額に影響するのでしょうか。

Q2

この不動産は、私が老後に苦労しないようにと、夫が日頃の介護のお礼の意味も込めて贈与してくれたものです。そのようなことは考慮されないのでしょうか。

Q3

この不動産が私と夫が居住していた建物とその敷地で、既に婚姻期間が20年以上になっていた時期に贈与されたものである場合はどうでしょうか。

A

1 Q1について

相続人が妻と子一人ということ

ですから、その法定相続分は2分の1ずつとなります。遺産は預金200万円であり、過去には故人所有の不動産も存在していたとはいえず、これは生前に贈与されたもので、死

亡時に故人の財産であったわけはありません。そうすると、あくまでも上記2000万円の預金が遺産分割の対象であって、相談者と子がその1000万円ずつを相続すべきといえそうです。

しかし、相続人の中に、被相続人から生計の資本として贈与を受けると特別の受益のあった者がいる場合、相続人間の公平の観点から、これを遺産の前渡しを受けたものとして取り扱い、計算上遺産に持ち戻して（加算して）相続分を算定するものとされています（民法第903条第1項）。これを特別受益の持戻しといいます。

具体的には、預金2000万円に生前贈与の不動産の時価2000万円を加えた4000万円が計算上の遺産総額として扱われ、妻子それぞれの相続分は4000万円×1/2＝2000万円と算定されます。そうすると、相談者は既に2000万円の不動産を取得していますので、その相続分は2000万円－2000万円＝0円となります。したがって、相談者は預金につ

2 Q2について

いて全く取得することができず、子が2000万円全額を相続するということとなります。

もつとも、相続人間の公平を図るとはいつても、そうすることが通常は被相続人の意思にも合致するという点に持戻し制度の基礎がありますので、個別事情により被相続人が反対の意思を有している場合にまで持戻しを行うことは適当ではありません。そこで、法律上、被相続人の意思表示により、特別受益の持戻しを免除することができるものとされています（民法第903条第3項）。被相続人のこのような意思表示を、持戻し免除の意思表示といえます。

持戻し免除の意思表示は、特別の方式を必要としませんが、贈与と同時にされる必要はありません。したがって、例えば、妻に不動産を贈与した後その持戻しを免除する趣旨で被相続人がメモを残したような場合であっても、持戻し免除の意思表示があったものといえます。た

だし、真に被相続人が作成したものと、これから持戻し免除の意思表示をしようとする場合には、贈与契約書や遺言書にその旨を記載するなど明確な方法によることが望ましいといえます。なお、本件のような生前贈与ではなく、遺言により不動産を譲渡する場合には、持戻し免除の意思表示も遺言によって行わなければならぬという考え方もあるところですので、このような場合には遺言書に持戻しを免除する旨を明記するのが適当です。

上記のような明示の意思表示がない場合であっても、被相続人と相続人との間の個別の事情により、持戻し免除の黙示の意思表示が認定されることもあります。御相談のケースでも、挙げていただいたような事情があることを立証することができれば、黙示の意思表示があったものと認定される可能性があります。

3 Q&A

平成30年の相続法改正により、

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用の不動産（居住用不動産又はその敷地）の贈与がされた場合には、持戻し免除の意思表示がされたものと推定する規定が新設され（民法第903条第4項）、令和元年7月1日に施行されています。

したがって、Q3のようなケースであれば、不動産の生前贈与について持戻し免除の意思表示がされたものと推定されます。

ここで推定されるというのは、反証がない限り持戻し免除の意思表示があったものとして取り扱われるという意味です。具体的には、Q2の場合には妻の方で明示又は黙示に持戻し免除の意思表示がされたことを立証しなければならなかったのに対し、Q3の場合には子の側でそのような意思表示がなかったことを証明しなければならず、その証明がない限り持戻しが免除されることになります。

したがって、この場合には、ごく例外的な事情がない限り相談者が預金のうち1000万円を取得できることとなります。

7つの間違い探し

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？（答えは下にあります）



【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

①（左）鳥の羽の②（上）中）鳥の脚の③（左）上）鳥の④（左）上）鳥の⑤（中）鳥の⑥（右）鳥の⑦（右）鳥の

© 2018 『三城』 7月号

税務相談

在宅勤務における通信費等に係る給与課税及び業務使用分の計算



東京地方税理士会 甲府支部
税理士 宮川 慎平

新型コロナウイルスの感染防止対策として、「在宅勤務」を導入する会社が増えてきています。会社と従業員にとってメリットの大きい在宅勤務ですが、自宅での勤務が長引くにつれ、「勤務中に発生する費用を、会社と従業員のどちらがどこまで負担すべきなのか」という問題が浮上します。会社が在宅勤務に必要と認められる費用を支払った場合には、当然に会社の経費になります。同時に従業員に対する給与として所得税等が課税されてしまう場合もあります。

令和3年1月に国税庁から「在宅勤務にかかる費用負担等に関するFAQ」が公表されましたのでポイントを抑えておきたいと思えます。

1 「在宅勤務手当」を支給した場合

いては

①実際に業務にかかった費用を清算する方法で支給した場合

在宅勤務に通常必要な費用につ

↓給与として所得税は課税され

ません

②在宅勤務手当等として一定額を精算不要として支給した場合

↓給与として所得税が課税されます

例としては、会社が従業員に対して毎月5,000円を渡切で支給した場合は給与として課税されてしまいます。ですが、その費用の実費相当額を精算する方法によるものであれば、従業員に対する給与として課税されません。

2 事務用品等（パソコン等）を支給した場合

①業務に使用しなくなったときは会社に返却する場合

↓給与として所得税は課税されません

②返却は不要とした場合

↓給与として所得税が課税されません

①の場合は会社が所有権を有し従業員へ貸与しているだけなので、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、従業員に貸

与するのではなく支給する場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する現物給与として課税されてしまいます。

3 通信費・電気料金の業務使用分の計算方法

在宅勤務に通常必要な費用には、自宅の通信費や電気料金のうち業務に使用した部分の金額も含まれます。会社としてはどのように計算すればよいのか不明な点が多いと思いますが、これらの業務に使用した部分の金額の計算について次のような基準が設けられました。

①通話料

通話明細書等で業務のための通話に係る料金を計算します。なお、営業担当者などの通話を頻繁に行う場合には、②の【算式例】による計算でも差支えありません。

②データ通信料や基本使用料

データ通信料や基本使用料などについては、次の算式のように業務のために使用した部分を合理的に

計算する必要があります。

【算式例】

$$A \times B / C \times 50\%$$

A : 1カ月のデータ通信料や基本使用料
B : その月の在宅勤務日数
C : その月の日数

算式内の50%は、1日のうち睡眠時間を除いた時間の全てにおいて均等に料金が生じていると仮定した場合の労働時間の割合です。

③電気料金

電気料金についても次の算式のように業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。

【算式例】

$$A \times B / C \times D / E \times 50\%$$

A : 1カ月の電気料金
B : その月の在宅勤務日数
C : その月の日数
D : 業務に使用した部屋の床面積
E : 自宅全体の床面積

この算式によらず、より精緻な方

法で業務のために使用した基本料金や電気利用料の金額を算出することも可能です。

4 レンタルオフィス等の利用料を支給した場合

自宅に在宅勤務をするスペースなどが無い従業員に対して、自宅近くのレンタルオフィス等で在宅勤務することを会社が認めた場合など

①業務のために利用したのとして領収書を会社に提出し、代金が清算されているもの

↓給与として所得税は課税されません

②精算不要もしくは領収書を提出しない場合

↓給与として所得税が課税されます

以上のようにポイントは、合理的な計算をしているか・実費相当額の清算といえるのかというところではないでしょうか。そのためには、在宅勤務の従業員が通信費や電気

料金の業務利用分を計算し、経理担当がチェックするという業務が発生し、従業員それぞれの負担が重くなるおそれがあるので注意が必要です。



インターネットセミナーのご案内

企業の皆様の経営をインターネットを通じてサポートします
会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます



甲府法人会 で検索いただけます

消費税の期限内納付を
忘れずに。



期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。

● 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

● 申告・納付にはe-Tax^が利用できます。

● 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付を行うことができます。

海外取引と税

貿易投資相談・海外展開の現場から

第1回

輸出における消費税の免税
と還付手続きについて

ジェトロ山梨貿易情報センター

所長 河野 将史
アドバイザー 佐藤 三夫

国内取引では7・8%の消費税(国税)と2・2%の地方消費税、合わせて10%の消費税がかかりますが、輸出取引では消費税が免除されます(輸出免税)。消費税は国内で消費されるものに対して課税するが、外国で消費されるものには課税しないという考えに基づきます。

輸出免税はモノの輸出以外にも、国際輸送、国際電話など、外国に向けて行うサービスに対しても適用されます(消費税法第7条)。税務署に届け出た消費税の課税事業者は、輸出のための仕入商品に課せられた消費税及び輸出業務や事業のために支出した諸経費への国内消費税を所轄の税務署長に申請し、還付を受けることができます。(概念図「参照」)

■輸出免税の概要

主として国内において行う別表に記

載の輸出取引については、消費税が免除されます。(「別表」参照)

なお、「免税」とは相手に対する当該代金の請求の際に消費税を加算する必要がないことを意味するもので、輸出先への代金請求に際して消費税を加算する必要はありません。

■輸出商品の仕入れにかかった消費税の還付

海外で消費される「輸出取引」等では消費税は免除されますが、輸出のために仕入れた商品代等(課税仕入れ)には消費税が含まれています。輸出企業(実際の輸出者)は、確定申告をすることで仕入れ時に支払った消費税額の還付を受けることができます。この課税仕入れの金額には、商品などの棚卸資産の購入代金のほか、その輸出事業のために支出した諸経費(事務用品の購入や交際費、広告宣伝費など)も含まれます。

■消費税課税事業者

消費税の還付を受けるには、消費税課税事業者であることが条件です。消費税課税事業者は改正消費税法で次のように定義されています。

- ・事業年度の前々事業年度(以下、「基準期間」)における課税売上高が1,000万円を超える法人事業者
- ・前々年の暦年(基準期間)における課税売上高が1,000万円を超える個人事業者
- ・新設会社のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額、または出資の金額が1,000万円以上の法人事業者

既存の消費税課税事業者は、所轄の税務署長に「消費税課税事業者届出書」を提出していることが還付を受ける前提となります。

■消費税免税事業者

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の法人事業者および個人事業者、新設会社のために売上実績のない法人事業者(資本金または出資の額が1,000万円未満)および個人事業者は、消費税免税事業者として消費税の納税義務が免除されます。免税事業者は、消費税額の控除ができないので輸出商品の仕入れにかかった消費税の還付は受けられません。

免税事業者が消費税の還付を受けるには所轄税務署長に「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を提出

し、課税事業者になる必要があります。

■消費税の還付申請書類

- ・消費税課税法人事業者
課税期間の末日の翌日から2カ月以内に下記書類を所轄税務署長へ提出し還付申請します。「課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書」「仕入控除税額に関する明細書(法人用)」「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」
- ・消費税課税個人事業者
課税期間の翌年3月末日までに下記書類を所轄税務署長へ提出し還付申請します。「課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書」「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」

消費税課税事業者が輸出取引と国内取引を併営している場合
還付消費税と納付消費税が発生します。その還付税額と納付税額は上記の「課税期間分の消費税および地方消費税の確定申告書」の中で同時申告され、還付税額と納付税額が相殺されます。消費税課税事業者はその差額を還付分として得る、もしくは納付します。

なお、各届出書は税務署で入手でき、また申告書の書類などは申告時期前に税務署から送付されます。また、この手続きは電子納税申告システム「e-Tax」を利用して行うこともできます。控除不足還付税額のある還付申告書を提出する場合、「消費税の還付申告

に関する明細書」を添付する必要があります(平成23年度改正後の消費税法施行規則第22条3項)。同明細書には、従来の「仕入控除額に関する明細書」の記載事項に加えて、課税資産の譲渡や輸出取引にかかわる項目等も記載します。

新様式(第281(8)号様式、第281(9)号様式)および記載要領等は国税庁ウェブサイトで確認できます。また、所轄の税務署でも入手できます。

■消費税の還付申請時期

一般の法人課税事業者は事業年度の課税期間に対する「事業年度の消費税の確定申告書」による税務申告の際に上記書類を税務署長に提出します。個人課税事業者は暦年の課税期間に対する「事業年度の消費税の確定申告書」による税務申告の際に上記書類を税務署長に提出します。輸出専業や輸出比率の高い課税事業者の場合は、税務署長に「消費税課税期間特例選択・変更届出書(第13号様式)」を提出すれば課税期間は1カ月または3カ月ごとに短縮され、1年に12回または4回の還付申請ができます。

■関係書類の保存

輸出免税の適用を受けるためには、輸出取引等の区分に応じて輸出許可書、税関長の証明書または輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、納税地等に7年間保存します。

帳簿や書類とは、輸出許可が必要な

物品の場合には輸出許可書が、サービスの提供などの物品以外の場合にはその契約書などの一定の事項が記載されたものを指します。

■消費税還付のための会計処理

輸出品に関し国内での商品・原材料の調達や諸経費の支払で既に課税された消費税還付は、以下のように会計処理します。

・通常、企業会計では、国内の売り先に商品等を販売した時に受取った消費税の額を「仮受消費税」等の科目に記帳します。輸出の売上では、免税で消費税の受取りがないため、こうした科目への記帳は不要です。

・商品、原材料、諸経費、その他に關し調達先・サービス元等に払った消費税の全額は、「仮払消費税」の科目に記帳します。この場合、支払いのどれが輸出にかかわるかを考慮せずに、納付した消費税の全額が記帳されます。

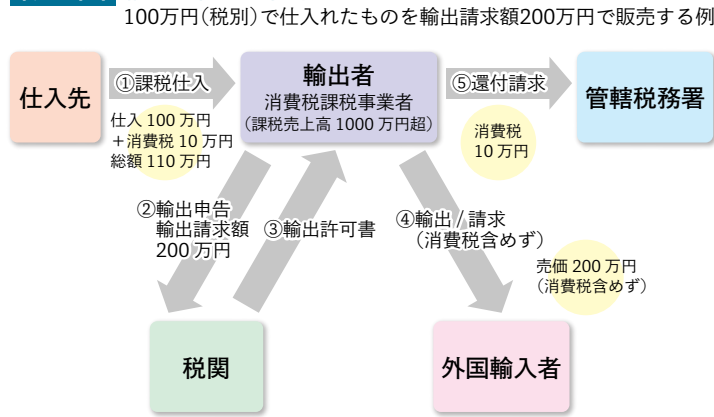
・決算の際に、事業年度内に受取った仮受消費税と納付した仮払消費税をそれぞれ積算し、「仮受消費税年度額」と「仮払消費税年度額」を算出します。

・前者より後者を差し引き、その差がプラスであれば、その差額を貸借対照表の「未払消費税勘定」に計上し、決算後税務署に納税します。マイナスであれば、その差額を「未収消費税勘定」に計上し、税務署より還付

を受けることとなります。ただし、納付または還付の税額算出の際に非課税売上が多い場合等は、必ずしも積算された差額で納付または還付されるとは限りません。

・売上高の中の輸出と国内販売の比率によっては消費税が還付される場合があります。輸出の場合は受け取る仮受消費税がなく、仮払消費税の積算額には、輸出用、国内用の区別がないためです。売上が全額輸出の場合は、納付した消費税の積算額が還付対象となります。

概念図 輸出免税と還付請求の流れ



別表：消費税が免税される輸出取引

- ①本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ②外国貨物の譲渡又は貸付け
- ③国内及び国外にわたって行われる旅客又は貨物の輸送(国際輸送)
- ④外航船舶等の譲渡又は貸付けで船舶運航事業者等に対するもの
- ⑤外航船舶等の修理で船舶運航事業者等の求めに応じて行われるもの
- ⑥専ら国内と国外又は国外と国外との間の貨物の輸送の用に供されるコンテナの譲渡、貸付けで船舶運航事業者等に対するもの又は当該コンテナの修理で船舶運航事業者等の求めに応じて行われるもの
- ⑦外航船舶等の水先、誘導、その他入出港若しくは離着陸の補助又は入出港、離着陸、停泊若しくは駐機のための施設の提供に係る役務の提供等で船舶運航事業者等に対するもの
- ⑧外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供
- ⑨国内と国外との間の通信又は郵便若しくは信書便
- ⑩非居住者に対する無形固定資産等の譲渡又は貸付け
- ⑪非居住者に対する役務の提供で次に掲げるもの以外のもの
 - a. 国内に所在する資産に係る運送又は保管
 - b. 国内における飲食又は宿泊
 - c. a. またはb. に準ずるもので国内において直接便益を享受するもの

TEL: 055-1220-2324
 FAX: 055-244-1231
 E-Mail: ymn@jetro.go.jp

詳細は、管轄の税務署にお尋ねください。

会社のための税情報



会社にまつわる『様々な情報』をお伝えします。

(協力：甲府税務署)

源泉所得税

子供のアルバイト収入が103万円を超えると
お父さんの税金が高くなりますよ！

従業員A 東京の大学に通う息子のバイト代100万円超えそうなんだけど。
なんとなく103万円の壁があるって聞いたことがあるけど超えたらどうなるの？

給与担当者 息子さんがAさんの扶養から外れてAさんの税金が高くなるよ。

従業員A どのくらい高くなるの？

給与担当者 年間60,000円くらいかな。
収入の多い人だとそれ以上になることもあるよ。
扶養に入れてるお子さんの収入がちょうど100万円くらいの収入だと、超えるか超えないかで年末調整の結果が大きく変わるから、お子さんの収入は正確に把握するようにしてくださいね。

従業員A 60,000円か。高いな～
まだ金額がはっきりしないんだけどどうしたらいいかな？

給与担当者 まずは息子さんの給与明細で確認して超えそうだったら年末調整前に連絡ください。

従業員A 年末調整のあとで息子の源泉徴収票をみて初めて超えてることがわかったら？

給与担当者 年末調整のやり直しをするのですぐ教えてください。

従業員A ところでさ、ほっといたらどうなるの？

給与担当者 **バレるよ！**
そのうち税務署から会社宛てに「扶養控除等の見直しについて」って書類が届いて、Aさんの年末調整の内容を3年分見直すことになるよ。

従業員A 3年分か。もし、3年間ずっと103万円を超えていたら急に20万円近くの税金が発生するってことか～。

給与担当者 そういうこと。
だから子供の収入は普段からきちんと把握しといたほうがいいよ。



印紙税

捨てないで！書き損じた領収書
その領収書で印紙税の還付手続きとれますよ！！



法人会キャラクター：けんた

けんたくんは今、甲府税務署に来ています。

来署のきっかけは、金融機関から、「融資の際に金銭消費貸借証書に貼り付けた5,000円の収入印紙が、新型コロナに係る特例により非課税となったため、税務署で申請すれば、その5,000円について還付してもらえると教えてもらったからです。

けんたくん 「すみません。印紙税の還付手続きに来たのですが・・・」

税務職員 「印紙税の還付手続きは初めてですか？」

けんたくん 「はい。金融機関からこれを持っていけば還付手続きができると聞いて・・・」

税務職員 「そうですね。申請書を記載して提出していただければ、申請内容を確認してから1か月ほどでご指定の口座へ振り込まれます。」

けんたくん 「わかりました。ありがとうございます。」

税務職員 「ちなみに、書き損じた領収書などはどうされてますか？」

けんたくん 「その場合は捨てています。印紙を貼ってしまったものもあるんですけど、200円ですし、いいかなと思って・・・」

税務職員 「**その領収書も今回と同じ手続きで還付が受けられますよ！！！！**」

けんたくん 「えっ、あっ、でも200円なのでいいです。」

税務職員 「還付の手続きは**書き損じた日から『5年以内』**であれば申請することができます。」
「また、申請は、1件ごとではなく、その期間内のものであれば、**まとめて申請**することができます。」

けんたくん 「そうなんです。ちりも積もればなんとやらですね・・・」

税務職員 「そうなんです。しかし、手続きに当たり、**注意点が一つあります**。印紙税の還付手続きをするためには、**書き損じた領収書の原本**が必要になります。」
「なので、捨ててしまうと手続き自体ができなくなってしまうので、今後は、還付手続きをするために、**書き損じた領収書は捨てずにとっておいてください**ね。」

けんたくん 「わかりました。もったいないことをしていたみたいですね。」

税務職員 「還付手続きは、**書き損じた場合以外にも印紙を貼る必要がないのに貼ってしまった場合や印紙を多く貼りすぎてしまった（1万円の印紙でよいところ、誤って2万円の印紙を貼ってしまった）場合も対象となりますよ！！**」

還付手続きについて詳しく知りたい方は、税務署へお問い合わせください。

山梨県からの **お知らせ**

5月は自動車税(種別割)の納期です

自動車税(種別割)は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)に対して課税される県税です。県から送られる納税通知書により、**5月31日(月)**までに納めてください。

今回からスマートフォンアプリ(PayPay)で納付ができます。

● **納期限** 令和3年5月31日(月)

● **納付方法について**



以下の方法で納付できます。詳しくは県ホームページ「[県税の納税方法について](#)」をご覧ください。

- ・スマートフォンアプリ(PayPay)
- ・コンビニエンスストア(セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキなど)
- ・クレジットカード、Pay-easy(インターネットバンキング)
- ・金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、郵便局など)
- ・山梨県の機関(総合県税事務所、地域県民センター)

自動車税のグリーン化について

令和2年度に新車登録した燃費性能に優れ、かつ、排出ガスによる環境負荷の小さい自動車は、令和3年度の自動車税(種別割)が軽減されます(軽課)。逆に、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率を重くする特例措置が行われます(重課)。

● **軽課の対象となる自動車**

[新車新規登録年度が令和2年度(令和2年4月1日~令和3年3月31日)]

対象・要件			特例措置の内容
乗 用 車	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制 NOx 10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合)		概ね75% 軽減
	ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能
平成17年排ガス規制75%低 又は 平成30年排ガス規制50%低減		令和2年度燃費基準 + 30%達成	概ね75% 軽減
		令和2年度燃費基準 + 10%達成	概ね50% 軽減

● **重課の対象となる自動車**

対 象 車 種	上乗せ率
平成20年3月31日以前に新車新規登録したガソリン車・LPG車	概ね15%
平成22年3月31日以前に新車新規登録したディーゼル車	
上記のうち、バス(一般乗合用を除く)及びトラック(被けん引車を除く)	概ね10%

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は対象外

● **お問い合わせ先**

山梨県自動車税センター … TEL: 055-262-4662 (代)

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(売掛金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



甲府法人会

電話番号：055-237-7774

メールアドレス：info@kofu-hojinkai.jp

終息しないコロナ禍で 注目される免疫力とは

外部からの病気には、自然免疫と獲得免疫で防衛

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

生活習慣を見直し食事の改善などでパワーアップを

その免疫には、元々備わっていて初回攻撃を担当の「自然免疫」と、1度入ってきた病原体を再度追い払う「獲得免疫」の2種類があります。ガードマンか

お巡りさんのような役割をする自然免疫は、侵入してきた病原体（抗原）に対して抗体を創り、白血球などのパワーを借りて最初の攻撃をします。最も強力なのは、名前を聞いたことのあると思いますが、リンパ球の1種のNK細胞です。NKとはナチュラルキラー、つまり「俺様は生まれつきの殺し屋だぞ」と誇示しているのです。

しかし同じ種類の抗原が再侵入してきた際は、自然免疫ではもう対処できません。獲得免疫が登場し、速やかに支援の仲間たちと協調体制を築き、リンパ球の1種のB細胞、T細胞などを総出動させます。ハシカなどは1度感染すると2度とかからないのは、この2段攻撃のおかげと言えます。



免疫力は生まれつき備わったものですが、歳を重ねると風邪をひきやすくなるように低下していきます。殺し屋のNK細胞でさえ、30歳になると徐々に弱まり始めます。一般的にハイリスクとなるのは、まず加齢で免疫力が低下した高齢者、そして先述の基礎疾患による病人や、妊婦、乳幼児などが、次なる要注意者です。

一方で、免疫力は食事の内容や運動の有無などに大きく左右されることが分かっています。また現代病と言われるストレスには減法弱く、リラクセスする

と免疫細胞が活性化するという特性のあることも明らかになりました。要約すると、免疫力は生活習慣の影響が非常に大きいので自分の日常生活を仔細にチェックすれば、その強化はさほど難しくはないこととなります。ではどうするかは、「食・動・眠・浴・笑」に気を付けること。一文字でもお分かりでしょうが、順番に食事、運動、睡眠、入浴、笑い、です。

最も大事なのはバランスのとれた食事です。5大栄養素は元より、野菜をたっぷり、ヨーグルトなどの乳製品、味噌、納豆、キムチなどの発酵食品、果物もお勧めです。次に運動は毎日望ましいので過激なものは避け、ウォーキングで十分です。

さて睡眠は個人差が大きいので時間は控えますが、免疫細胞は睡眠中に活性化することを肝に銘じ、快眠を心がけて下さい。入浴は毎日、少しぬるめのお湯に20〜30分ほど浸かり、全身を心地よく温めましょう。快眠も誘導するはず

です。最後の笑いは、心の健康をもたらす無料の薬です。先述のNK細胞を短時間で活性化するほか、笑えば必然的に腹式呼吸になるので全身の血行が良くなり、肌もきれいになります。江戸時代に生まれた「笑う門には福来る」の格言は今も健在で、酒は百薬の長をもじって、「笑い

は千薬の長」とも言われます。コロナ対策も基本的には以上の心得で十分ですが、専門医によるとコロナの初期症状は風邪やインフルエンザに酷似しています。疲れなどが続いてコロナを心配する人は多いようですが、感染者でも基礎疾患がなくて普段は健常であれば、ほとんどが軽症か中程度の症状で回復します。テレビでよく放映される味覚障害、臭覚障害はほんの一部のこと

でした。もう1つ、イギリス、ブラジルなどではコロナウイルスが変異して、感染力が強いと問題視されていますが、日本での予防策はワクチン接種も始まるし、現在の三密回避、マスク着用、うがい励行で十分だそうです。2020年1月、中国・武漢市で発した新型コロナウイルスの死者は世界で9,400万人を超えました。しかし日本人の死者は4,420人と別格で少ないのは、「マスク着用が徹底しているからでは」が、海外のコメントです。

多発しているコロナ禍で、死者は別にして感染者から状況を聴いてみると、同じ職場にいたのに、かなり重症で入院した人、症状が軽く自宅待機だった人、全く無症状だった人など様々です。軽いクシャミが数回出ただけで、勉強になったと笑顔の人もいました。どうしてそんなに違うのかと不思議に思い、詳しい関係者に尋ねると、ほぼ全員が「免疫力の差」と答えます。それには高齢者であることのほか、心臓病、呼吸器疾患、糖尿病などの基礎疾患があるかどうかも要因のようでした。そこで日常的によく使われる免疫とは何かについて説明します。

人間は一見元気そうに見えても、体内では毎日のようにガン細胞が発生したり、外部からは細菌やウイルスが侵入してきたりと、病気の標的にされています。そうした外敵に対し、内部から監視して撃退を図るのが免疫で、言葉を替えると、自己防衛システムのことなのです。

新入会員紹介 (令和3年1月～3月)

※会報等でのご紹介について、同意いただいた新入会員を掲載します。
(順不同・敬称略)

株式会社 丸福青果市場

代表者 荻原 力
業種 青果卸
住所 甲府市国母 1-22-28
TEL 055-226-1431

有限会社 三井新聞店

代表者 三井一公
業種 新聞販売業
住所 北杜市長坂町長坂上条 2349
TEL 0551-32-2106 FAX 0551-32-3428

株式会社 e-peaks

代表者 小尾千府
業種 コンビニエンスストア
住所 北杜市小淵沢町 2029-1
TEL 0551-36-2117

株式会社 アークティックホーム

代表者 近藤由紀夫
業種 建築業
住所 北杜市大泉町谷戸 8075-4
TEL 0551-45-8569
FAX 0551-45-8566
メール info@arctichome.jp
URL https://arctichome.jp

株式会社 ベルクラシック甲府

代表者 向井正明
業種 サービス業
住所 甲府市丸の内 1-1-17
TEL 055-254-1000
FAX 055-254-3131
メール formmail@bellclassic-kofu.com
URL http://www.bellclassic-kofu.com

株式会社 ギンジェムス

代表者 ニレシュ・シャー・ジー
業種 宝石卸
住所 甲府市若松町 5-2
ダイヤ若松町マンション 901
TEL 055-267-8956
FAX 055-267-8957
メール nileshshah05@yahoo.com

有限会社 雨宮保険部

代表者 雨宮国臣
業種 保険業
住所 甲府市音羽町 1-11
第一ヤマカワビル 202
TEL 055-244-3433 FAX 055-254-1280
メール amemiyahokenbu@amehoken.com

一般社団法人 北杜市観光協会

代表者 小宮山光彦
住所 北杜市小淵沢町 854-22
小淵沢駅観光案内所
TEL 0551-30-7866
FAX 0551-45-7756
メール info@hokuto-kanko.jp

有限会社 インシュランス相和

代表者 遠藤宗和
業種 保険業
住所 甲府市宝 1-5-10
TEL 055-236-1566
FAX 055-236-1577
メール souwa@ag.sompo-japan.co.jp

合同会社 フォースマイル

代表者 木盛真澄
業種 不動産賃貸業
住所 甲斐市篠原 4046-8
TEL 090-1816-0870
メール k.kimori@nifty.com

リリィ・レイス 株式会社

代表者 輿水啓星
業種 その他事業
住所 北杜市長坂町長坂上条 2575-118
TEL 0551-30-7776
FAX 0551-30-7776

REMORA 株式会社

代表者 榊原美穂
業種 卸売業
住所 甲府市上阿原町 122-1
TEL 0556-64-8065
FAX 0556-64-8066

株式会社 甲信マツダ

代表者 神野道弘
住所 長野県長野市中御所
1-27-22
TEL 026-226-0294
FAX 026-227-0912

Jewelry Craft ONE

代表者 今福英世
住所 中巨摩郡昭和町西条
2182-3
TEL 055-275-1342
FAX 055-275-1348

浅川製作所

代表者 浅川昌智
住所 甲府市寿町
4-10
TEL 055-222-6714
FAX 055-222-6751

野沢商会

代表者 野沢昭敏
住所 甲府市桜井町
586-7
TEL 055-237-5144
FAX 055-237-5104

令和3年度の健康保険料率及び介護保険料率をお知らせいたします。

山梨支部からののお知らせ

全国健康保険協会

令和3年度の健康保険料率及び介護保険料率をお知らせいたします。

令和3年度の山梨支部の健康保険料率は、9.79%となり、4年連続で引き下げとなりました。しかしながら、令和元年度実績に基づくインセンティブ制度の順位は全国24位と上位23位に一步及ばなかったため、令和3年度の健康保険料率には報奨金原資の拠出分が上乘せされています。

加入者及び事業主の皆様が、①健診による病気の早期発見・早期治療、②健康増進に向けた生活習慣の見直し(適度な運動習慣の導入など)、③医療給付費の上昇を抑えるジェネリック医薬品の使用、に積極的に取り組んでいたことが、インセンティブ制度の評価向上や、健康保険料率の上昇を抑制する効果に繋がります。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

山梨支部 健康保険料率	
令和3年3月分(4月納付分)以降 9.79% 報奨金原資拠出分0.007%を含む	令和3年2月分(3月納付分)まで 9.81% 報奨金原資拠出分0.004%を含む
介護保険料率(全国一律)	
令和3年3月分(4月納付分)以降 1.80%	令和3年2月分(3月納付分)まで 1.79%

令和3年度の健康保険料率及び介護保険料率をお知らせいたします。

山梨支部からののお知らせ

全国健康保険協会

研修会 予定

●新設法人説明会

4月26日 甲府法人会館
【内容】設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて

●決算法人説明会

5月27日 山梨県地場産業センター
【内容】法人税についての注意点
消費税についての注意点
源泉所得税についての注意点

●源泉部会講習会(第1回)

荏崎会場 6月16日 東京エレクトロン荏崎文化ホール

甲府会場 6月21日 アピオ甲府

【内容】初級講座 源泉所得税の概要
上級講座 源泉所得税関係の改正について
誤りやすい事例 源泉所得税関係の改正について

●接遇向上研修*

●山梨県法人会連合会の主催するセミナー

●スキルアップセミナー(女性社員向け)
第1回 7月7日(主な対象:新人・若手社員)

●接遇マンナの必要性と基本
●コロナ時代の接遇を考える
●ホスピタリティの重要性
●第一印象の重要性と「マスク笑顔」
※新型コロナウイルス拡大防止対策のため、右記の日程等は変更の可能性があります。

●発行所

公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 輿水 順彦
甲府市中央4丁目12番21号

●印刷所

株式会社 峽南堂印刷所
TEL 0555-1237-7774
令和3年4月20日

法人会会員のみなさまに

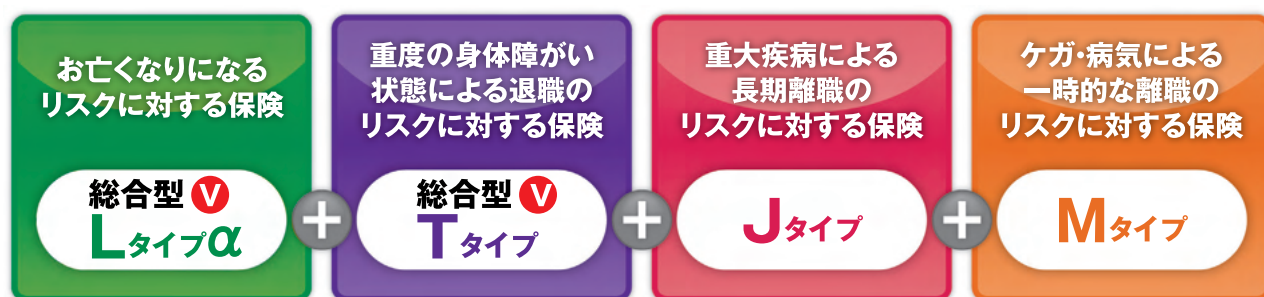
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社
多摩支社 甲府営業部/
山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411

AIG AIG損害保険株式会社
山梨支店/
山梨県甲府市中央2-9-21(ファース甲府ビル4F)
TEL 055-228-6311

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8